

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 3 1 号

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成7年川崎市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「38の項及び46の項から51の項まで」を「39の項及び47の項から52の項まで」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。